

山陰海岸国立公園管理運営計画書

(案)

令和 年 月 日

近畿地方環境事務所

目次

第1章 管理運営計画作成の経緯	1
第2章 山陰海岸国立公園の概要	2
1 国立公園の指定の変遷	2
2 国立公園の特色	2
(1) 地形、地質	2
(2) 植生・野生生物	3
(3) 自然現象	3
(4) 文化景観	3
(5) 利用の現況	4
3 地域区分	4
第3章 山陰海岸国立公園のあるべき姿（ビジョン）	5
1 山陰海岸国立公園のあるべき姿（以下、ビジョン）の位置付け	5
2 山陰海岸国立公園の課題	5
3 山陰海岸国立公園ビジョン	6
第4章 管理運営の基本方針	7
1 自然環境・景観の保全について	7
2 質の高いサービスの提供について	7
3 利用環境の整備について	7
4 美しい自然環境の維持について	8
5 関係者との連携について	8
第5章 山陰海岸国立公園地域毎の管理運営方針	9
1 丹後砂丘とその周辺地域	13
2 兜山及び久美浜湾とその周辺地域	16
3 但馬海岸地域	18
4 円山川、玄武洞及びその周辺地域	21
5 但馬御火浦及び浜坂地域	24
6 浦富海岸地域	26
7 鳥取砂丘とその周辺地域	29
第6章 行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項	33
1 許可、届出等取扱方針	33
(1) 特別地域及び海域公園地区	33
(2) 普通地域	39
2 公園事業取扱方針	40
3 許認可事務に関する事項	49

第7章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	50
参考資料	51

第1章 管理運営計画作成の経緯

現在の山陰海岸国立公園は、昭和30年6月20日に山陰海岸国定公園として指定され、昭和38年7月15日に山陰海岸国立公園に昇格指定された。また、昭和46年1月22日には海中公園地区（現海域公園地区）の指定がなされた。

本公園は、京都府（京丹後市）、兵庫県（豊岡市、香美町、新温泉町）、鳥取県（鳥取市、岩美町）の3府県3市3町にまたがり、東西約75km、陸域面積は8,783ha、海域公園地区は平成26年に大幅に拡張され47,972haとなっている。

本管理運営計画は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的としている。

現行の管理計画は平成22年の計画策定後11年が経過し、この間、平成26年には管理計画の作成要領が改正され、管理運営計画として地域関係者と共に国立公園の保護と利用の推進すべき方向性（ビジョン）を検討し、新たな記載項目を含んで、管理運営計画を策定することとなった。また、前述の通り、平成26年には海域の保護保全の強化を目的として海域公園地区が大幅に拡張されたため、現行管理計画の対象区域と公園計画区域に齟齬が生じていることから改定を行うこととした。

そのため、改定にあたっては、新しい作成要領に則り、これまでの管理計画には記載のなかったビジョン、地域毎の管理運営方針、関係者の連携体制等に関する事項などについて、関係者と共に検討し、新たに記載することを重点的に行った。同時に、行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項の内容の一部について、許認可業務の適切な遂行のため基準を再検討・明確化した。

第2章 山陰海岸国立公園の概要

1 国立公園の指定の変遷

年月日	経緯概要
昭和30年6月20日	山陰海岸国定公園の指定
昭和38年7月15日	山陰海岸国立公園の指定
昭和46年1月22日	豊岡、竹野、浜坂、浦富海岸で海中公園地区の指定
平成 2年4月 6日	公園区域及び公園計画の全体的な見直し（再検討）
	五色浜で海中公園地区の指定
平成 2年12月 1日	鳥取砂丘で車馬等の乗り入れ規制区域の指定
平成 5年 1月20日	丹後砂丘で車馬等の乗り入れ規制区域の指定
平成 8年12月25日	公園区域の変更（第1次点検）
平成18年12月26日	公園区域の変更（第2次点検）
平成26年 3月31日	海域の公園区域（普通地域）の拡張、東部・中部・西部で海域公園区域の指定（第3次点検）

2 国立公園の特色

(1) 地形、地質

本公園の景観の中心となるのは、東は京都府京丹後市の丹後半島基部の網野海岸から鳥取県鳥取市の鳥取砂丘まで東西約75kmに及ぶ海岸線である。その海岸線の大部分は、中国山地が直接海に接し、海岸線が複雑に入り組んだりアス海岸（沈水海岸）となっている。日本海の荒波と季節風による浸食・風化により海食崖、海食洞、岩礁等が著しく多く、特に海から眺望すると鏝ノ袖に代表される海食崖や、釣鐘洞門・孔雀洞門等の海食洞を見ることができる。

一方、鳥取砂丘や、久美浜湾をふさぐ砂州である小天橋等の砂浜地形は、海食地形とは対照的に穏やかな海岸景観となっている。

地質は、新生代新第三紀における日本海拡大の断裂に伴って噴出した玄武岩・安山岩・流紋岩等の火山岩（節理の発達したものが各所に見られる）や火山砕屑岩と、礫岩・砂岩・泥岩等の砕屑岩を主とし、その基盤として中生代白亜紀末～新生代古第三紀前期の花崗岩も見られる。このような岩石が作り出す地層の重なり、不整合、岩脈、節理などの多様な産状や地質構造が観察され、またその特異な地形が随所で見られる。

また、活断層の付近には温泉が溜まるため、城崎温泉をはじめとして、岩井温泉や浜坂温泉等多くの温泉が本公園内及びその周辺に湧出している。

本公園は日本海形成時から現代に至るまでの地質・地形的資源等の分布が特徴であるため、平成 22 年に「山陰海岸ジオパーク」として世界ジオパークへの加盟が認定され、山陰海岸の地質学的重要性が世界的にも認められている。

(2) 植生・野生生物

植生は、当該地域が古くから人間の生活の場として利用されてきたため、大部分が二次林であり、スダジイ、タブ、カシ類、ヤブニッケイ、ヤブツバキ等により構成される原生的な林を維持しているのは、絹巻神社にみられる社叢林や猫崎半島など一部に限られている。また、断崖、岩礁に生育するクロマツ等の植生や、鳥取砂丘などに見られるコウボウムギ、ハマニガナ、ハマグルマ、ハマゴウ、ハイネズ等の砂丘植物は、本公園の海岸景観を特徴づけるものとして重要である。

動物は、ニホンジカ、イノシシ等の大型哺乳類を始め、キツネ、タヌキ、トウホクノウサギ等の中型哺乳類のほか、多くの動物の生息が確認されている。その中でも特に公園内の特殊な環境に生息するものとして、洞窟を中心に生息するキクガシラコウモリ、断崖を中心に生活するハヤブサ、砂丘に生息するイソコモリグモ、カワラハンミョウ等の動物相が特徴的である。

猫崎半島は渡り鳥の重要な中継地となっており、渡りの季節には多数の渡り鳥を見ることができるとともに、留鳥のウミウ、ウミネコも生息している。また、円山川流域は、一度はこの地で絶滅したコウノトリの人工飼育及び野生復帰の場となっている。

海域においては、対馬暖流の影響を受け、沿岸部には、南方系の魚類や軟体動物が比較的多く見られる。また、海岸付近では藻場が発達し、海中生物の産卵場所や隠れ家としての役割を果たしている。

(3) 自然現象

岩石海岸では、猫崎等の溶結凝灰岩の柱状節理や鎧ノ袖等の粗面岩質流紋岩の節理、玄武洞等の玄武岩の柱状や板状の節理等火山活動に起因するもの、岩石の亀裂部分や岩脈部分・節理面等に海食作用を受けて出来たさまざまな洞門、洞窟等が見られる。

砂丘海岸では、強風による砂の移動に起因する砂丘のスリバチ、5～6m/秒の風が吹くと現れる風紋、斜面に積もった砂が崩れ落ちてできる砂簾等多数の特異な自然現象が観察される。

(4) 文化景観

各地の湾奥部に見られる焼杉板壁と瓦屋根からなる漁村集落と、その背後の急崖地がつくり出す日本海沿岸独特の景観、柳の揺れる情緒豊かな風景を有し、志賀直哉をはじめとした数々の文豪が訪れたことで知られる城崎温泉、鳥取砂丘周辺部の産業として盛んなラッキョウやナシ、ブドウ、メロン等の果樹園は、当公園の特徴的な文化景観である。

(5) 利用の現況

本公園の主な利用形態は海水浴や温泉、キャンプ、釣り等である。自然公園等利用者数調（環境省自然環境局）によれば、平成 29 年の年間利用者数は 635 万人となっており、大阪、京都、神戸等の阪神圏からの利用者が多い。

本公園の特徴である地形・地質景観を楽しむ手段として、散策、ドライブ等がある他、日本海の家況が穏やかになる夏期を中心に浜坂及び浦富から発着している遊覧船や、近年では、自然体験型のアクティビティとして、カヌーやスノーケル、パラグライダー等の利用が注目されているほか、山陰海岸ジオパークトレイルが整備され、歩く旅を楽しむ旅行者が増えている。

また、城崎を始めとする各温泉場では、温泉に加え、冬期のズワイガニのほか、鮮魚の味わいも魅力のひとつとなっており、年間を通じての利用がある。

3 地域区分

景観特性、行政区域及び管理体制から、本公園を地方環境事務所組織細則等に基づき、以下の事務分掌により管理を行っている。

地域名	関係行政 (府県)	関係行政 (市町)	所掌	
			事務統括	担当
山陰海岸 国立公園 全域	京都府	京丹後市	首席自然保護官 (竹野)	竹野自然保護官
	兵庫県	豊岡市		
		香美町		
		新温泉町		浦富自然保護官
	鳥取県	鳥取市		
		岩美町		

第3章 山陰海岸国立公園のあるべき姿（ビジョン）

1 山陰海岸国立公園のあるべき姿の位置付け

山陰海岸国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るためには、地域の管理運営に関わる多様な関係者が共同して取り組みを進める必要がある。このことから、山陰海岸国立公園の管理運営にあたっては、関係者の共通認識に基づく「山陰海岸国立公園ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を掲げ、ビジョン達成のために必要な取り組みを地域一体となって推進することを基本的な考え方とする。

2 山陰海岸国立公園の課題

山陰海岸国立公園ビジョン作成にあたり、山陰海岸国立公園が現在抱える課題について記載する。課題の整理にあたっては、山陰海岸国立公園の保護又は利用に関係する団体（観光協会、自治会、NPO、地域活動団体等）にヒアリングを実施し、課題解決のための共通認識を整理した。

①広域であるため施策の連携が難しい

3府県6市町それぞれの地域の特性に応じた様々な施策が実施されている一方で、広域的な連携施策は十分とはいえない。

②上質な滞在型・体験型観光の提供

地域の魅力である「地形・地質」「景観」「生物・生態系」を活かした滞在型、体験型の観光を目指す動きがみられるが、来訪者の満足度向上のために、持続的に質の高いサービスを提供する必要がある。

③利用者のニーズと地域の思いのギャップ

利用者が国立公園に求めるニーズと地域の受入れ側の認識が一致していないケースがある。

④地域の状況における様々な課題

山陰海岸の魅力を維持するために取り組むべき方策として利用マナー啓発、海岸漂着ゴミ、外来種対策、情報発信、人材育成等、地域の状況に応じた様々な課題が洗い出された。

【山陰海岸国立公園の今後に向けた共通認識】

たくさんの迫力ある美しい海岸地形を観賞するだけでなく、一部で取り組みの始まった感動的な体験型・滞在型観光をより一層広域的に推進するために地域の関係者のさらなる連携・協働が必要であると考える。

3 山陰海岸国立公園ビジョン

以上を踏まえ、山陰海岸国立公園ビジョンは以下の通りとする。

- **山陰海岸の雄大かつ繊細な自然景観、多様な地形地質、豊かな生態系、魅力ある地域の風土を資源として磨き上げ守り継ぐことで、国内外から訪れる人に感動と癒しを届けます。**

砂丘のような広大な景観、海食崖のような豪壮な景観、洞門や節理等のような特異な地形地質、海岸性の自然環境に適応した独自の生態系、日本海特有の漁村風景等の資源は山陰海岸ジオパークの核でもあり、これら資源を国内外から訪れる人々の様々なニーズに合わせて価値を高め、守り継ぐことで山陰海岸固有の魅力に応じた利活用を図り、感動と癒しを持続的に届けられる状態を目指す。

- **訪れる人が国立公園の中で自然とひとつになるような時間を過ごし、楽しみ、学ぶことができる体験と快適な利用環境を提供します。**

これまでの山陰海岸国立公園の利用は自然観賞等に限られていたが、近年はシーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）、スノーケル等の海上、海中からの体験利用、山陰海岸ジオパークトレイルの利用やジオガイドによるツアー等の様々な取り組みが行われている。これらの様々な利用の展開により、訪れる人の興味や関心にきめ細やかに応じた質の高いサービスを、四季を通じて持続的に提供できる状態を目指す。

- **多様な関係者が広域的に連携・協働していくことで、人材と地域の誇りを育て、国立公園の魅力と地域の文化を訪れる人に発信します。**

東西約 75km にわたる山陰海岸国立公園は、ユネスコ世界ジオパークをはじめとする多種多様な自然資源、文化資源が点在していることから、連携・協働に取り組み、近隣の様々な魅力と人をつなげ、地域の人たちがふるさとの価値を認識し、その魅力を伝える人材を育て、訪れる人たちに発信していける状態を目指す。

第4章 管理運営の基本方針

ビジョンを実現していくための山陰海岸国立公園全体の基本方針について以下に示す。

1 自然環境・景観の保全について

- ・海岸景観を形作る地形・地質資源については、山陰海岸ジオパークとも連携し、資源の保全及び魅力の発信に努める。
- ・山陰海岸の自然環境に適応した独自の生態系を保全するため、希少野生動植物の分布状況について関係者と情報共有し、連携した保護保全活動を実施する。また、外来植物やニホンジカ等の侵入等による希少植物をはじめとする在来植物への影響に注視し、必要に応じて適切な保全対策を関係者と連携して行う。
- ・海岸景観については、海の利用を想定した眺望の保全にも配慮する。また、海岸侵食や浜崖の拡大等の課題や知見を関係者と共有するとともに、対策にあたっては、自然景観と調和したものとなるよう配慮する。
- ・海中景観を厳正に保護していくため、海中景観の現況把握及びモニタリング手法の開発とその実施について検討する。

2 質の高いサービスの提供について

- ・シーカヤックやスタンドアップパドルボード(SUP)、スノーケル等の海上・海中の利用や、トレッキングや散策等の歩く利用、ジオガイドによるツアー等の様々な自然体験の機会を創出し、当公園の魅力の再発見及びより深い自然とのふれあいや自然環境の学びを通じ、利用者の来訪や再訪を促す。
- ・ビジターセンターや各ジオパーク拠点施設において、景観、地形・地質、動植物等の当公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するとともに、受入れ側が知識や経験を共有し、各種自然体験サービス全体の質の向上を目指す。
- ・外国人利用者の受入れ体制の充実を図るため、多言語による情報提供や発信、ガイドの育成等に努める。
- ・一地域の自然資源のみならず、伝統的な生活文化、街並み景観、温泉、食文化等の多様な資源を組み合わせる利用者に提供する等により、広域的な体験型・滞在型観光を推進していく。

3 利用環境の整備について

- ・利用者が安全かつ快適に利用できるように必要な施設を整備、維持管理し利用環境の向上に努める。
- ・利用者が、自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、知識を深めることができる

ように案内板、解説板等の標識整備の充実を図る。また、標識整備にあたっては、可能な限り外国人利用者にもわかりやすい多言語表記を行う。

- ・好展望地については、多くの人に訪れてもらえるよう誘導案内を行うとともに、維持管理体制の構築と適切な管理により良好な眺望を確保し、眺望利用を推進する。
- ・著しく老朽化もしくは損壊した施設については、撤去・改修等の対応を関係機関等と検討し、風致景観の維持に努める。また、利用上危険な箇所については、注意標識や安全施設を設ける等、安全確保を図る。

4 美しい自然環境の維持について

- ・美しい自然環境を維持するため、現在行われている各種清掃活動を今後も継続する。特に海岸漂着ごみについては、関係流域や隣接地域の関係者間で情報共有を図り、連携した活動の実施を検討する等、事業の効率化と充実を図る。
- ・自然災害によるごみの大量発生等、突発的な事案については、関係者が連携して対応する。
- ・指定場所以外でのキャンプの禁止やごみの投棄の禁止について周知徹底する。また、バーベキュー等によるごみの散乱、燃え殻等による砂浜の汚染を防ぐとともに、山火事の防止、野生動植物保護等の観点から、指定場所以外での焚き火の禁止やごみの持ち帰りをはじめ、適切な利用マナーを利用者に周知、啓発する等、適切な指導を行う。

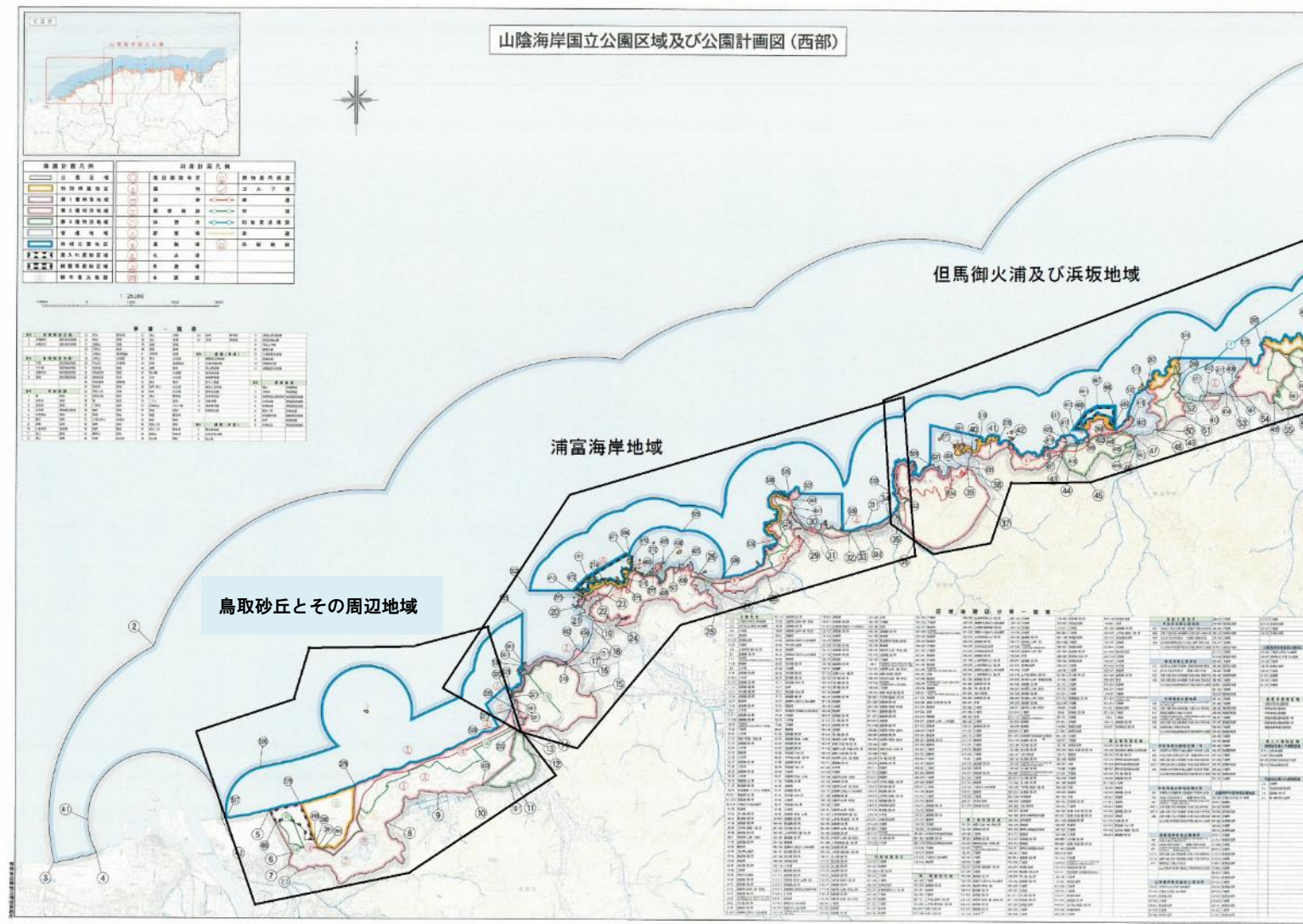
5 関係者との連携について

- ・当公園を内包する山陰海岸ジオパークとは、山陰海岸国立公園のビジョンを共有し、当公園及びジオパークに関わる多くの者の多様な視点、知見、経験を活かして、各種課題に連携して取り組み、ビジョンの実現を目指す。
- ・ビジターセンターや各ジオパーク拠点施設を中心に、ジオガイドをはじめとする地元ガイド団体や小中学校、高等学校等と連携し、地域の子どもたちや住民等を対象に環境教育・環境学習を進め、山陰海岸の魅力を地域内外に伝えることができる人材の育成に努める。また、関係機関が日常的に情報共有し、山陰海岸国立公園に関する適正な情報発信を積極的に行う。
- ・本公園の現状や各種取り組み状況の共有、その他公園の管理運営に必要な事項について連絡調整を行うため、関係府県及び関係市町で構成する山陰海岸国立公園連絡協議会を毎年1回以上開催する。

第5章 山陰海岸国立公園地域毎の管理運営方針

山陰海岸国立公園ビジョン達成のために策定した管理運営の基本方針（「自然環境・景観の保全」、「質の高いサービスの提供」、「利用環境の整備」、「自然環境の美化」、「関係者間の連携」）を受けて、具体的に地域で取り組むべき方針を地域毎に定めた。

地域は、主要な資源のまとまりとして7つ（「丹後砂丘とその周辺地域」、「兜山及び久美浜湾とその周辺地域」、「但馬海岸地域」、「円山川・玄武洞及びその周辺地域」、「但馬御火浦及び浜坂地域」、「浦富海岸地域」、「鳥取砂丘とその周辺地域」）に区分し、地域毎に風致景観及び自然環境の保全に関する方針と適正な公園利用に関する方針をそれぞれ表にして整理した。



1 丹後砂丘とその周辺地域

延長約 8km に及ぶ海岸線を有する当地域は、丹後砂丘を中心とした砂丘地と、波の浸食による海食台地を有する岩石海岸からなる対照的な景観が特徴である。砂丘地にはトウテイラン、ユウスゲ等の希少な海浜植物が生育する。

長大な砂浜は、海水浴場として利用されているほか、日本海の優れた海岸景観や豊かな海浜植物を楽しむために、多くの観光客が訪れ、散策や自然観察等、多様な利用がされている。

これらの利用をより一層促進するため、海岸景観の保全が必要である。そのため、海岸漂着ごみの問題については、関係者が連携して必要な対策を検討、実施していくほか、丹後砂丘在来の希少な海浜植物の生育環境の保全や美しい砂浜が連続する景観の維持に努める。

- 海岸を散策しながら眺める長大な砂丘、砂浜及び海からなる雄大な景観



- 透明度の高い海と海食台地が織りなす彩り豊かな海岸景観



- 海岸を散策しながら楽しめる色とりどりの花を咲かせる海浜植物群落



資源名	概要・管理運営方針
丹後砂丘 (第 1 種特別地域、乗り入れ規制区域)	<概要> ・ 久美浜湾の北部に位置する砂嘴と久美浜湾口から木津川河口に至る約 8km に及ぶ連続した砂浜で、長大な砂浜と日本海が織りなす優れた景観が特徴である。

	・海水浴場として利用されているほか、箱石湊宮線道路（歩道）を活用して砂地に生育するトウテイラン、ユウスゲ、ハマベノギク等の学術的価値の高い海浜植物群落を観察することができるため、散策にも利用されている。 ＜管理運営方針＞ ・散策や自然観察等による利用を一層促進するため、歩道の維持管理体制を充実するとともに、歩道を活用したイベントの実施を検討する。 ・開発行為にあたっては、砂浜の連続性が人工物により遮断されないよう配慮する。 ・車馬乗入れ規制区域においては、海浜植物の損傷や自然海浜にタイヤ痕が残ること等を防ぐために、オフロード車、バイク等の車両の乗入れ規制を徹底する。必要に応じて、関係者が連携し、車両侵入防止柵や標識等を設置するとともに、パトロールを実施し、車両の乗入れ防止について周知を図るとともに、必要な指導を行う。 ・ニホンジカや外来植物の侵入による海浜植物への影響が懸念されていることから、適宜モニタリングを実施し状況を把握するとともに、関係者間で情報を共有し、必要な対策を検討し、実施していく。
浜詰・夕日ヶ浦海岸 (第2種特別地域)	＜概要＞ ・浜詰・夕日ヶ浦海岸は、1kmを超える海浜砂地であり、日本海に沈む夕日との美しいコントラストが特徴である。また、海岸に沿って、近畿自然歩道線道路（歩道）が整備されている。 ・砂浜は海水浴場として利用されているほか、周辺の網野塩江海岸線道路（車道）や近畿自然歩道線道路（歩道）とともに、夕日が海に沈む景観を觀賞できるスポットとなっている。 ＜管理運営方針＞ ・良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。
本地域の海水浴場※ (第1種特別地域、第2種特別地域)	＜概要＞ ・約6kmの広々とした砂浜海岸を活かし、4つの海水浴場（小天橋、葛野浜、箱石浜、浜詰）が開設され、多くの利用者が訪れている。 ＜管理運営方針＞ ・海岸景観を保全するとともに、快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。 ・海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。

	・快適な利用環境を維持するために、イベントやアクティビティによる砂浜の利用にあたっては、他の利用者の安全や動植物に影響を与えないよう、実施者と調整を図る。
五色浜 （第 1 種特別 地域、海域公園 地区）	<概要> ・丹後砂丘の東側に位置し、標高約 110～150m の山稜が海に迫り、流紋岩の節理がよく発達した海食崖や波蝕棚、ポットホール等の多様な侵食地形が特徴的な岩石海岸で、五色に彩られた磯が見られる独特な景観を有する。海域公園地区に接しており、沖合まで続く比較的遠浅な岩礁が育む豊かな生物相が観察できるため、磯観察やスノーケル等のアクティビティが盛んである。 <管理運営方針> ・利用者による海域公園地区内の指定動植物等の違法捕獲・採取やごみの投棄等が見られることから、注意看板等の設置や呼びかけにより、禁止事項の周知徹底や利用マナーの向上を図る。

※「本地域の海水浴場」とは管理された海水浴場のみではなく、海水浴として利用が見られる周辺地域も含む。

2 兜山及び久美浜湾とその周辺地域

当地域は、砂州により日本海から隔てられた穏やかな内湾である久美浜湾と、その東側にある標高 191.7m の鐘状の山容をなす兜山からなり、久美浜湾沿いから望む兜山や兜山の山頂から望む久美浜湾、その周辺地域の広がりのある雄大な景観が特徴である。

これらの自然景観を楽しむため、兜山には歩道が整備されているほか、山頂には展望地、山麓にはキャンプ場が整備され、散策やキャンプ等に利用されている。

これらの利用をより一層促進し、安全かつ快適な利用環境となるよう老朽化した施設等の改修及び整備を進めると同時に、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。

●久美浜湾沿いから望む兜山を背景とした
広がりのある景観



●展望地から望む久美浜湾とその周辺の田
園地帯からなる雄大な景観



資源名	概要・管理運営方針
兜山 (第2種特別地域)	<概要> ・久美浜湾の東岸地域に位置する標高 191.7mの流紋岩の溶岩でできた鐘状の秀麗な山で、山頂からは久美浜湾及びその周辺地域の雄大な景観を一望できる。 ・兜山園地や兜山野営場、兜山周廻線道路（車道）、兜山線道路（歩道）、近畿自然歩道線道路（歩道）が整備され、散策やキャンプ等の利用がされている。 <管理運営方針> ・安全かつ快適な利用環境を提供するために、展望地や歩道、キャンプ場等のうち、老朽化した施設については適宜改修する。 ・良好な眺望を維持するため、展望地周辺では必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。 ・自然景観を活用したイベント等の実施にあたっては、他の利用者の利用

	を妨げないよう配慮する。 ・利用をより一層促進するため、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。
久美浜湾 (第2種特別地域、普通地域)	<概要> ・砂州の形成により日本海と隔てられた湾周 28 kmの内湾であり、兜山園地や兜山野営場、久美浜周回線道路(車道)等からの眺望対象として重要な地域である。また、広々とした穏やかな海上環境を活用して、遊覧船やカヌー等の利用がされている。 ・周辺の豊かな森から河川によって豊富な栄養分が運ばれる汽水性の潟湖であることから、カキの養殖が行われており、食生活(文化)、漁業、観光等と密接に関係している。 <管理運営方針> ・眺望対象としての資質を維持するため、開発行為にあたっては展望地から湾方向への眺望を阻害しないよう配慮する。 ・今後も水質を適正に保つため、市民と利用者がともに環境美化に取り組むよう保全意識の醸成を図る。 ・利用をより一層促進するため、当地域の自然を活かした体験、学習手段の充実を図る。

3 但馬海岸地域

当地域は、山稜が直接海に落ち込んだ沈降海岸であるため、断崖絶壁に洞門や海蝕崖を多く有する変化に富んだ海岸地形が特徴である。

この景観を楽しむため、動力船による海上からの遊覧や海岸沿いの車道や歩道には各所に展望地が整備され、展望利用がされている。また、海水浴や磯観察、シーカヤック、スノーケル等のアクティビティも盛んである。

これらの利用をより一層促進するためには、美しい海岸景観及び海中景観の保全が重要であることから、開発行為にあたっては利用拠点や利用が活発な海域からの見え方に配慮するとともに、海浜での火気使用やごみの投棄等がないよう適正な利用の推進に向けたマナーの啓発に努める。

●陸上や海上から望む豪壮な海岸景観

●海中から間近に観察できる複雑な海岸・海中地形とそこに生息・生育する動植物



資源名	概要・管理運営方針
竹野海岸 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、海域公園地区)	<概要> ・猫崎半島を中心に、東部には竹野浜、西部には急峻な海食崖が連続する等、多様な海岸地形が凝縮して見られる。特に大浦湾の地先は、複雑な海底地形からなる海中景観や豊かな藻場、魚類の多様性から、海域公園地区に指定されている。 ・シーカヤックや動力船等を使用し、変化に富んだ海岸景観の眺望を楽しむ等、生物相が豊かな海中景観を観察するスノーケルやダイビングによるアクティビティが盛んである。 ・猫崎半島には、対馬海流の影響を受けて亜寒帯性から亜熱帯性の植生が生育しており、変化に富んだ自然環境が見られ、近畿自然歩道線道路(歩

	道)を活用した散策やハイキングによる利用がされている。 <管理運営方針> ・海上及び海中の利用をより一層促進するために、竹野スノーケルセンターを拠点に、関係者が連携した自然を活用したイベント等を実施する。また、生物相豊かな海中景観を厳正に保全するため、海中景観の変化についてのモニタリング手法の確立を図るほか、違法捕獲の防止等、利用マナーの啓発と周知徹底に努める。 ・良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。
香住海岸 (第2種特別地域)	<概要> ・但馬海岸地域のほぼ中心部に位置する香住海岸は、東部には臼ヶ浦島や白石島等の島々、西部には鎧の袖、鷹の巣島、孔雀洞門等、海食崖や海蝕洞、奇岩が連なる海岸地形が特徴である。 ・シーカヤックや動力船等を使用し、変化に富んだ海岸景観の眺望が楽しまれている。 ・今子浦は、海岸に千畳敷と呼ばれる波食棚が広がり、海岸の後背地にはスギ、クロマツを中心とした良好な林が見られる。香住海岸の利用の拠点となっており、大引の鼻展望台や近畿自然歩道線道路(歩道)、今子浦野営場が整備され、散策や自然観察、キャンプ等の利用がされている。 <管理運営方針> ・良好な眺望を維持するために、車道や歩道等の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。 ・開発行為にあたっては、海側から陸側を望んだ際に工作物の色彩や規模等が海岸景観を損なわないよう配慮する。
日和山海岸 (第1種特別地域、第2種特別地域)	<概要> ・日和山海岸は日和山の断崖に位置する奇岩が入り組むリアス海岸で、景勝地として景観観賞に利用されている。また、日和山水族館が整備されており、多くの利用者が訪れている。 <管理運営方針> ・日和山水族館においては、利用者が当該地域の自然や自然環境の保全の重要性を理解し、知識を深めるとともに、より一層の利用促進につながる整備に努める。
本地域の海水浴場 (第2種特別地域)	<概要> ・延長約800mにわたり美しい白砂の砂浜が広がる遠浅の竹野浜海水浴場や、千畳敷と呼ばれる波食棚が広がり、白砂の砂浜が隣り合う特徴的な地形が見られる今子浦海水浴場等、多様な海水浴場があり、夏季を中心

	に多くの利用者が訪れている。 <管理運営方針> ・快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。 ・海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。
--	--

※「本地域の海水浴場」とは管理された海水浴場のみではなく、海水浴として利用が見られる周辺地域も含む。

4 円山川、玄武洞及びその周辺地域

当地域は、緩やかな流れの円山川沿いに、玄武岩の美しい柱状節理が見られる玄武洞、情緒豊かな街並みの城崎温泉等が位置し、周辺の田園地帯や周囲の山々と相まった美しい景観が特徴である。また、円山川とその周辺の水田がコウノトリの重要な餌場・繁殖地としてラムサール条約湿地として登録されており、豊かな自然環境も有している。

玄武洞及び円山川のコウノトリ観察拠点では、展望地や歩道が整備されているほか、ガイドによる案内の体制が整備され、解説を伴った観光利用が盛んである。また、城崎温泉は、宿泊施設や外湯・足湯等の休憩所が充実しており、城崎温泉街の散策や温泉利用、周辺の観光地への拠点として多くの利用者が訪れている。

これらの景観や利用環境を維持するために、開発行為にあたっては利用拠点からの工作物の見え方等に配慮するとともに、コウノトリをはじめとする野生動植物の生息環境を保全するために里地里山を含めた自然環境の維持に努める。

- 展望地から見渡せる円山川、その周辺の田園地帯、周囲の山々からなるのどかな景観



- 玄武岩の美しい柱状節理を間近に観察できる玄武洞の迫力ある景観



- コウノトリを見ることが出来る環境



- 利用者が浴衣姿でそぞろ歩く城崎温泉街の落ち着いた景観



資源名	概要・管理運営方針
円山川とその周辺 (第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域)	<概要> ・来日岳や玄武洞等の展望地からは、満々と水をたたえた円山川の緩やかな流れと広がりのある川面に周囲の山々が映り込んだ水郷的な風景を楽しむことができる。 ・円山川下流域はラムサール条約湿地に登録され、コウノトリの餌場・繁殖地として重要な地域である。当地域ではその環境を活かした環境教育・環境学習やエコツーリズムが盛んに行われている。 <管理運営方針> ・周囲の田園地帯と調和した円山川の景観を保全するため、開発行為にあたっては、周囲から望んだ際に工作物の色彩や規模等が景観を損なわないよう配慮する。
玄武洞 (第2種特別地域)	<概要> ・玄武岩溶岩が冷えて固まる時に収縮してできた柱状節理が見られ、玄武洞を中心に、南に青龍洞、北に南朱雀洞・北朱雀洞・白虎洞が位置している。地磁気逆転の発見地であり、地質学的にも貴重な場所である。また、玄武洞園地の展望地からは円山川とその周辺の田園地帯を望むこともでき、迫力ある柱状節理とその周辺の美しい自然環境を觀賞するため、多くの利用者が訪れている。 <管理運営方針> ・貴重な地形・地質の保護を図るとともに、当該洞の展望地での眺望確保のため通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を適切に行うほか、地形・地質の学習の拠点としてふさわしい利用環境を提供するため、公園事業施設のきめ細やかな維持管理及び必要な施設の整備を行う。 ・開発行為にあたっては、展望地から円山川とその周辺地域を望んだ際に、工作物の色彩や規模等が景観を損なわないよう配慮する。
来日岳 (第3種特別地域)	<概要> ・来日岳は城崎温泉の南西にそびえる、本公園内の最高峰(標高567m)で、山頂からの視界は360度の開け、眼下には円山川とその沖積平野に広がる田園風景が、中景には日本海、遠景には丹後、但馬の山並みが一望できる。特に晩秋の早朝には雲海が広がる景観を求め、多くの利用者が訪れている。 ・来日岳園地や来日岳登山線道路(歩道)が整備され、散策や自然観察等の利用がされている。 <管理運営方針>

	・良好な眺望を維持するために、山頂や歩道の展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。
--	--

5 但馬御火浦及び浜坂地域

当地域は、但馬御火浦を中心とした、迫力ある岩脈の連なりと数多くの海食洞門、洞窟等の波食地形が特徴的な海岸地形を有しており、国立公園計画書にある当公園のテーマである「海岸地形の博物館」を代表する多様な資源が集中した原生的な海岸景観が特徴である。そのダイナミックな海岸景観を陸側から眺望できる展望地は少なく、浜坂地区や三尾地区を拠点とした遊覧船による利用がされている。西側の浜坂地域の居組、浜坂、諸寄等には、瓦屋根と焼杉板張り壁の伝統的な建物からなる漁村集落や海水浴場として利用されている砂浜が点在するほか、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点や魚、カニ等の豊かな海の幸を楽しむことができる店舗があり、周辺の観光拠点となっている。

これらの利用をより一層促進するためには、シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）等の海上の移動手段の多様化を進めると同時に、その発着地となりうる浜坂地区、田井地区、三尾地区等において、利用情報の発信に努める。

●陸上や海上から望む豪壮な海岸景観



●海上から間近に見られる多様な海岸地形



資源名	概要・管理運営方針
御火浦一帯 (特別保護地区)	<概要> ・基岩である凝灰角礫岩を貫く多くの岩脈があり、その岩脈の壁面に沿って海食が進んでできた多様な洞門、洞窟が見られる。鋸岬、朝日洞門、釣鐘洞門、三尾大島、竜宮洞門、クジャク岩、鬼門崎等、見どころが点在しており、遊覧船からの眺望を楽しむ利用がされている。陸側から海側を眺望できる場所は少ない。 <管理運営方針> ・海からの利用の際の眺望対象として重要な資源であるが、利用手段が遊覧船に限られるため、シーカヤックやスタンドアップパドルボード（SUP）等の海上の移動手段の多様化に対応していくとともに、その発

	着地となりうる浜坂地区、田井地区、三尾地区等においては適切な利用情報を発信し、一層の利用促進に努める。
田井ノ浜 (特別保護地区、海域公園地区)	<概要> ・田井ノ浜は、主に花崗岩からなる玉石海岸で藻類が発達し、沖合は海域公園地区に指定されている。生物相が豊かな海中景観を有していることから、自然観察やスノーケル等の利用に適している。 <管理運営方針> ・利用をより一層促進するため、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点を活用し、アクセスやトイレ等の利用環境や自然観察等に必要な情報の提供や自然観察会の開催等を通じて魅力の発信に努める。
矢城が鼻 (特別保護地区、第2種特別地域)	<概要> ・岬の先端北面の断崖は、高さ180mにおよぶ当公園区域内でも最大級の断崖である。岬まで近畿自然歩道線道路(歩道)を通行でき、城山園地からは、北前船停泊港である諸寄港等を一望できる。 <管理運営方針> ・利用をより一層促進するため、山陰海岸ジオパーク館等の利用拠点を活用し、情報提供や自然観察会の開催等を通じて魅力の発信に努める。 ・良好な眺望を維持するために、展望地周辺では、必要に応じて通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行うとともに、崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。
本地域の海水浴場 (第2種特別地域ほか)	<概要> ・居組、浜坂、諸寄、塩谷等には、砂浜を活用して海水浴場が開設され、浜坂には浜坂県民サンビーチや近くの松林の中には浜坂キャンプ場が整備されており、特に夏期の利用が盛んである。 <管理運営方針> ・快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄をしないよう指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。特に浜坂地区は白砂青松の海岸景観を保全する。 ・海岸漂着ごみ対策については、関係者間で情報を共有し、対策の充実と連携による効率化を図る。

※「本地域の海水浴場」とは管理された海水浴場のみではなく、海水浴として利用が見られる周辺地域も含む。

6 浦富海岸地域

当地域は、海食崖や海食洞が発達する変化に富んだ海岸線を呈し、明るい色彩の花崗岩の岩肌と澄んだ海水が美しく、岩の上に生育しているクロマツと相まって作り出される風光明媚な海岸景観が特徴である。

これらの海岸景観を楽しむため、海岸沿いの車道や歩道には各所に展望地が整備され、展望利用がされている。また、海水浴や磯観察等の利用のほか、遊覧船、スノーケル等による海側から海岸景観及び海中景観を楽しむ利用も盛んである。

これらの利用をより一層促進するためには、美しい海岸景観及び海中景観の保全が重要であることから、開発行為にあたっては利用拠点や利用が活発な海域からの見え方や瓦屋根と焼杉板張りの壁面を特徴とする建物が作り出す漁村風景と海岸景観のつながりを維持するよう配慮するとともに、海浜での火気使用やごみの投棄等がないよう適正な利用の推進に向けたマナーの啓発に努める。

また、当地域の利用促進のため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館といった利用拠点を活用した自然観察会の開催やシーカヤック、スノーケル等のアクティビティを通じて魅力の発信に努める。

- 花崗岩由来の白砂、奇岩上の松が織りなす風光明媚な景観からなる箱庭的景観



- 海中から間近に観察できる複雑な海岸・海中地形とそこに生息・生育する動植物



- 瓦屋根と焼き杉板張り壁の伝統的な建物からなる漁村集落



資源名	概要・管理運営方針
羽尾岬 (特別保護地区、第2種特別地域)	<概要> ・照葉樹林からなる羽尾岬の東側には羽尾海岸、北端には海食洞である龍神洞、西側には熊井浜等の見どころが点在している。岬を回遊できる近畿自然歩道線道路(歩道)が整備され、散策やハイキング等に利用されている。 <管理運営方針> ・良好な眺望を維持するため、歩道の展望地周辺では必要に応じて、通景伐採や枝払い、下草刈り等の管理を行う。 ・崩落や落石等の危険性のある箇所は、陸上・海上に関わらず、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。
鴨ヶ磯・城原海岸 (特別保護地区、第2種特別地域、海域公園地区)	<概要> ・波により浸食された花崗岩の岩々が美しく、特に鴨ヶ磯海岸は、浜に広がる白い石英砂、城原海岸は菜種五島と称される花崗岩の岩々が作り出す景観が象徴的である。海域公園地区とも接しており、海藻類をはじめとする豊かな生物相や透明度の高い海中景観を楽しむためにスノーケルやダイビング、また、変化に富んだ海岸景観を楽しむために遊覧船やシーカヤック等の利用が盛んである。 ・沿岸には近畿自然歩道線道路(歩道)が整備され、海岸景観を楽しむことができ、散策やハイキングに利用されている。 <管理運営方針> ・海岸景観を厳正に保護するとともに、快適な利用環境を維持するため、指定場所以外でのキャンプや焚き火、ごみの投棄の禁止について指導を行うとともに、ごみの持ち帰りをはじめ利用マナーの啓発と周知徹底に努める。 ・崩落や落石等の危険性のある箇所は、陸上・海上に関わらず、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。
駟馳山 (第1種特別地域、第2種特別地域)	<概要> ・海食崖が見られる滝ヶ磯や磯浜と砂浜からなる大谷海岸等からなる変化に富んだ独立峰であり、中国自然歩道線道路(歩道)が整備され、散策やハイキング等に利用されている。 <管理運営方針> ・崩落や落石等の危険性のある箇所は、関係者間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起や通行止め等の措置を行い、安全な利用環境の確保に努める。

	める。
浦富・牧谷 (第2種特別地域)	<概要> ・瓦屋根と焼杉板張りの壁面を特徴とする建物がつくり出す漁村風景が特徴である。浦富、牧谷海水浴場の付近には店舗や宿泊施設のほか、別荘等が集合しており、海水浴場をはじめ、近隣の観光地への利用拠点となっている。 <管理運営方針> ・当地域の特徴でもある漁村風景と自然海岸の景観のつながりを維持し、海岸景観の美しさを印象づけることができるよう、開発行為にあたっては、海岸沿いの車道より海側方向への眺望を阻害しないように、また、海側から陸側を望んだ際に工作物の色彩や規模等が町並みの景観を損なわないよう配慮する。

7 鳥取砂丘とその周辺地域

当地域は中国山地から河川を通じて運ばれた石英や長石等の砂粒が海から吹き上げられて形成された海岸砂丘である。砂丘中央部は、起伏が大きい馬の背を代表とする砂丘列やスリバチ等の変化に富んだ砂丘地形を有し、風と砂が織りなす風紋や砂簾、砂丘に特有の植物、昆虫等が見られる。また、東側には、ラッキョウ畑が広がる福部砂丘、南側には、砂丘砂でせき止められてできた多鯰ヶ池等、砂丘に由来する多様な地形や動植物、これらが形成する景観が特徴である。

当地域には、年間約 130 万人もの利用者が訪れ、馬の背からの壮大な砂丘景観を眺めながらの散策や砂丘の特色を活かしたアクティビティも盛んになりつつある。

これらの利用をより一層促進するために従来型の観光利用に加え、ワンストップサービスの導入も含めて鳥取砂丘ビジターセンターや周辺施設が連携し、ガイドを通した自然観察や砂丘の特色を活かしたアクティビティ等によって、砂丘の多様な魅力やその楽しみ方を利用者に発信するとともに、多様で広域的な利用の促進と資源の磨き上げに努める。

- 展望地から望む、砂丘列、すり鉢、オアシス等、変化に富んだ地形を呈する広大な砂丘の景観



- 高低差が最大 47mある砂丘列から見下ろす海岸景観



- 砂丘を散策しながら観察できる刻一刻と姿を変える風紋、砂簾等の砂丘景観



- 間近に観察できる砂丘特有の動植物



●展望地から望む紫の花を咲かせる広大な
ラッキョウ畑



●展望地から望む、小島が浮かぶ神秘的な
多鯰ヶ池のほとりの景観



資源名	概要・管理運営方針
福部砂丘 (第2種特別地域、第3種特別地域)	<概要> ・砂丘のなだらかな丘陵地形にはラッキョウ畑が広がっており、日本有数の産地となっている。特にラッキョウの花が咲く時期(10月下旬～11月上旬)には、マラソン、ウォーキング等のイベントが行われ多くの利用者が訪れている。 <管理運営方針> ・砂丘地形と農業風景が共存した特色ある砂丘景観を保全するため、開発行為にあたっては、車道や歩道からの眺望に配慮し、工作物の突出による砂丘の稜線の分断を避けるよう配慮する。
鳥取砂丘 (砂丘地内) (特別保護地区、第2種特別地域)	<概要> ・地形の起伏が大きく明瞭な砂丘列、スリバチ等の多様な砂丘地形及び風紋、砂簾等の砂丘地特有の現象が観察される全国的にも貴重な海岸砂丘である。 ・近年、保安林の成長や砂丘地に生育していなかった植物の侵入、繁茂等の自然条件等の変化により砂の移動が妨げられ、草原化が進行して砂丘本来の姿が損なわれつつあったが、鳥取砂丘再生会議(現:鳥取砂丘未来会議)による調査研究や協議を経て、関係機関やボランティア等による保安林の伐採や除草活動が行われ、復元してきている。 ・馬の背を中心とした散策、貴重な自然現象や動植物の自然観察、各種アクティビティ等の利用の中心的な場所である。 <管理運営方針> ・砂丘の特色を活かしたアクティビティ等のより一層の促進と自然観察や散策、自然を活用したイベント等の利用の質の向上のため、鳥取砂丘ビジターセンターを活用して砂丘に関する知識を深める機会や体験を創出

	し、利用者の砂丘滞在時間を延ばすとともに質の向上を図る。 ・砂丘東側の馬の背周辺のみならず、砂丘中央部や西側など砂丘地全体のより一層の利用の促進のため、鳥取砂丘ビジターセンター西側拠点（整備予定）やキャンプ場、サイクリングターミナル等が連携し、より幅広い砂丘の魅力の体験、学習の機会を創出する。 ・現在の砂丘景観を維持するため、鳥取砂丘未来会議や関係機関が連携し、適切かつ効率的な保全事業を実施していく。 ・快適な利用環境を維持するために、イベント、アクティビティ、ドローンの撮影等による砂丘地の利用にあたっては、車馬乗入れ規制区域や鳥取県の「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」等の諸条件を踏まえ、他の利用者に危険を及ぼす行為や場所の占拠、拡声器等による必要以上の人工音の発生により、他の利用者の利用を妨げないように配慮するとともに、動植物の生育・生息状況に影響がないよう、実施者と調整を図る。 ・砂丘地内での撮影行為については、砂丘内に生息する動植物や他の利用者へ一定の配慮が必要であることから、鳥取砂丘に係る各法令所管部署間にて作成した「鳥取砂丘における撮影行為についての指導マニュアル」を関係者間において適切に運用し、利用者に対し啓発と周知徹底に努める。
鳥取砂丘 （集団施設地区内） （第 2 種特別地域）	<概要> ・鳥取砂丘の砂丘地を囲む形で車道が延び、それに沿って、店舗、宿泊施設等が立ち並んでいる。東側は、砂丘利用や休憩等の拠点であり、鳥取砂丘の玄関口として、多くの利用者が訪れている。一方、西側は、野営場や宿舎、鳥取大学研究施設等、宿泊や学習拠点としての機能を備えているが、店舗等の商業施設がなく、未利用施設や未整備の遊休地がある。 <管理運営方針> ・利用者にとって居心地のよい滞在環境や、サービスの提供のため、地域全体で連携した対応ができるように、鳥取砂丘未来会議といった場を活用し、関係者の連携と協働を推進する。 ・地域全体としてまとまりのある砂丘らしい街並み景観を検討するとともに、開発行為にあたっては、砂丘地内、特に馬の背からの見え方に配慮し、工作物の突出による背景の山の稜線の分断を避けるよう配慮する。 ・西側においては、西側の自然環境や歴史等の資源を活かし、鳥取砂丘内外の周辺施設が連携した利用環境整備の方向性を関係者と検討し、一層の利用促進に努める。
多鯰ヶ池 （第 2 種特別	<概要> ・砂丘の砂によって谷水がせき止められてできた「せき止め湖」であり、周

地域)	囲は砂丘に保安林として植栽されたクロマツ林の他、一部スダジイが優占する社叢林や梨園等、多様な環境が見られる。 ・南側の樹林の中には鳥取砂丘道路（歩道）が整備され、多鯰ヶ池と砂丘を同時に望むことができる。 ・多鯰ヶ池は、梨栽培や湯山地区の農業用水として利用されている。また、シーカヤック等によるアクティビティも盛んである。 <管理運営方針> ・自然観察やシーカヤック等のアクティビティのフィールドとして、より質の高い環境を提供するため、多鯰ヶ池本来の自然景観を損ねる原因となる外来生物等の把握と、その駆除に努める。 ・鳥取砂丘ビジターセンター等の周辺施設を拠点とした多鯰ヶ池を含む砂丘地域の利用をより一層促進するため、歩道及び多鯰ヶ池の舟遊利用等の利用環境の整備を検討する。
-----	--

第6章 行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項

1 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 22 年 4 月 1 日付環自国発第 100401008 号）」において定める許可基準の細部解釈に加え、これらによらないことができる「山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針（審査基準）による。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際して特に配慮を求める事項を指導方針として下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
ア 全行為共通	<審査基準> (ア) 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないように処理できる場合、又は自然公園法の許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 (イ) 工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ。）すること。 (ウ) 緑化に使用する植物は、在来植物のうち地域に自生する種を使用すること。ただし、街路樹や庭木等、市街地等に植栽されるものであって、周辺環境に逸出して在来植生に影響を与えるおそれのない植物についてはこの限りではない。 <指導方針> ・ 貴重な野生動植物の生息・生育する地域における工作物の設置等は、当該行為の代替地の有無を十分に検討すること。やむを得ず当該行為をその地で行う場合は、その生息・生育地の分断等の影響が最小限となるよう措置を講ずるとともに、代償措置（ミティゲーション）についても検討すること。 ・ 眺望利用されている公園事業施設等からの通景や、眺望対象に与える影響等を十分に調査すること。当該施設等から行為箇所が望見される場合は、隠蔽植栽や目立たない色彩とすること等により、可能な限り影響を

	軽減するための措置を講ずること。 ・緑化は「自然公園における法面緑化指針（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）」に沿って行うこと。 ・照明施設を設置する場合は、最新の「光害対策ガイドライン（環境省）」に従い、動植物への配慮を行うこと。
イ 工作物の新 改増築 (7) 建築物	<審査基準> a 屋根の形態は周囲の景観になじみやすい、軒のある切妻、寄棟、入母屋等の両流れの勾配屋根とし、半球形、カマボコ形、パラペット付、陸屋根、片流れの屋根は認めない。屋根の勾配は 10 分の 3 以上 10 分の 10 以下になっていること。ただし、同一敷地内の母屋付帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（地上部分の水平投影面積が 15 m²以下。以下同じ。）にあってはこの限りではない。 b 屋根の色彩は、周囲の景観になじみやすいこげ茶色、黒色又は暗灰色であること。ただし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素材色も可とする。 c 外壁の色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色、ベージュ色、灰色であること。ただし、自然素材（焼杉板、漆喰等を含む。）を用いる場合は、素材色も可とする。 d 海水浴場等で、夏期に設置される更衣・休憩、飲食の提供・販売、レジャー用品のレンタル・販売等を行う一時的な施設（以下、「浜茶屋等」という。）については、a 及び b を適用しない。ただし、屋根の色彩については、灰色、茶色又は青色の海岸の風致景観に配慮した色彩とし、黄色、赤色等の原色は認めない。 <指導方針> ・浜茶屋等は、一連の建築物の水平投影面積の和を 150 m²以下とすること。ただし、過去に許可したものについては、その面積を上限とする。 ・鳥取砂丘集団施設地区は、公園事業施設を主体とした整備を図る地区であるため、原則として公園利用以外の目的の建築物の新築は行わないこと。特に第 3 及び第 5 整備計画区における新築は行わないこと。ただし、建替のための新築であって既存の建築物の規模を超えないものはこの限りでない。 やむを得ず行為許可によって建築物を設置する場合は、以下の要件を満たすこと。 a 第 2 整備計画区にあっては、隣り合う建築物（公園事業施設を含む。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物を除く。以下同じ。）との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。 (a) 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m 以上離す。

	(b) 鳥取砂丘線道路（車道）に面するものは、10m以上離す。 (c) (a)及び(b)以外の施設は、30m以上離す。 b 第4整備計画区にあつては、高さ10m以下、建坪率10%以下とし、建築物の水平投影外周線について、隣り合う建築物との間隔を150m以上、鳥取砂丘線道路（車道）の路肩からの後退距離を20m以上とる。 c 第7整備計画区にあつては、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔を30m以上とる。
(イ) 道路	<審査基準> a 擁壁等の表面仕上げは、自然石・木材等の自然材料を使用するか、自然石を模した化粧型枠等とすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。 b 構造物等により道路法面の安定化を図る場合は、緑化を伴う工法とし、モルタル吹付は認めない。法枠工は、枠内を緑化可能な工法とすること。ただし、緑化が困難な箇所又は道路の安全確保上やむを得ない場合で、顔料を添加しこげ茶や暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図る場合はこの限りではない。 c 落石防護柵及び落石防護網の色彩はこげ茶色とする。ただし、金網部分は灰色系統も可とする。 d 車両用防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、高速道路であつて安全上支障のある場合はこの限りでない。 e 車両用防護柵の色彩はこげ茶色とすること（ケーブル部分を除く）。 f 橋梁や橋脚の色彩は、こげ茶色又は灰色とする。 <指導方針> ・道路の線形改良工事等で廃止した道路敷は、工作物を撤去の上、修景緑化すること。 ・現在ガードレールが設置されている箇所については、更新にあたりガードケーブル又はガードパイプとすること。
(ウ) 風力発電施設	<指導方針> 「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月自然環境局）」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月国立公園課）」に基づくこと。
(エ) 太陽光発電施設	<審査基準> a 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、主要な展望地点へ強い反射光を発しないこと。 b 周囲に植栽する等、周辺の風致景観と調和した遮蔽措置をとること。

	c キュービクルやパワーコンディショナー等の関連設備、フェンスや電柱等の付帯施設は、こげ茶色とすること。ただし、b の遮蔽措置により確実に施設が周囲から目視されない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。 d 住宅の屋根に設置する場合等、主に自家用として住宅敷地内に設置する小規模な太陽光発電施設については、a、b 及び c は適用しない。 ＜指導方針＞ 「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 27 年 2 月自然環境局）」に基づくこと。
(オ) 電力施設、 通信・無線施設	＜審査基準＞ a 主要な公園利用施設からの展望方向における新設や海上からの眺望の対象に支障を及ぼす新設については原則認めない。 b 送電鉄塔、電力柱、電話柱、通信・無線施設（付帯設備含む）等の色彩はこげ茶色とする。ただし、背景が空や海等により淡色となる場合で、こげ茶色とすることで風致保護上の支障が明らかに増大すると判断される場合は、灰色とする。なお、通信環境を確保するためやむを得ない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。 c 主要な展望地からの展望に支障となる送電鉄塔については、原則として既存施設の建て替え以外の新設は認めない。 d 送電鉄塔において航空障害対策を行う場合は、塗色でなく標識灯の設置によること。 ＜指導方針＞ ・公園利用施設周辺では、無電柱化を図ること。 ・新たに電線等を敷設する場合は、既設電柱に共架すること。 ・通信・無線設備は、既設支持物へ共架又は周辺施設へ添架すること。その場合も、高さは極力抑えること。 ・既存の鉄塔の塗り替えの際には、現状こげ茶色でないものについてもこげ茶色に塗装すること。
(カ) 漁港、港湾、 海岸保全施設	＜審査基準＞ a 工作物の意匠は、イ 工作物 (イ) 道路の a に準じた扱いとすること。 b 汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。 ＜指導方針＞ 海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。

(キ) 河川管理施設、砂防・治山施設	<審査基準> イ 工作物 (イ) 道路の a、b 及び c に準じた扱いとすること。
(ク) 自動販売機	<審査基準> a 建築物に付帯して設置する場合は、軒下又は壁面と同一平面に納まるよう設置すること。 b 独立して設置する場合は、木材等により外側を囲うもしくは色彩をこげ茶やベージュ等の茶色系又は建築物壁面の色彩と同一系のものを用いる等により、風致景観への影響を軽減させること。
(ケ) その他の工作物	<審査基準> a 海域公園地区での工事に際しては汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。 <指導方針> ・色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色系、ベージュ系、灰色系、自然素材の素材色とすること。 ・駐車場や屋外運動施設等の広大な敷地を要する工作物については、周囲を修景緑化すること。 ・駐車場等の付帯施設として設置される、自立型の夜間照明施設については、主要な展望地から望見されない場所に設置すること。 ・鳥取砂丘をライトアップするための照明施設は設置しないこと。 ・ライトアップを目的とした照明施設は、周辺に分布する動植物への影響に配慮した照明方法であること。 ・海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。
ウ 土石の採取	<指導方針> ・業として行われる土石の採取の跡地は、速やかに緑化するものとし、緑化に好ましい法面勾配にする等植物の生育に配慮した工法とすること。 ・公園利用施設及びその周辺等利用者が訪れる場所においては、利用者の集中する曜日・時間帯の行為は避けること。
エ 広告物の設置等 (7) 営業用広告物	<審査基準> a 本体の色彩は、自然材料の素材色か茶色系とすること。 b 表示面の地色は、自然材料の素材色、茶色系、白色又は青色を基調とすること。 c 表示面に記載する文字は白色、黒色及び青色を基本とすること。なお、表示面に、絵図画、写真等の表示を行う場合は、色彩の限定はしないが、

	落ち着いた色調とする。 d 一時的なイベントに用いる小規模なものであって、その目的を達成するために必要な場合にあっては、a、b及びcを適用しない。 ＜指導方針＞ ・乱立防止のため、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。 ・荒廃した広告物は風致に及ぼす支障が大きいことから、清掃・修繕等の維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。 ・公園利用者に対する案内は多言語表記とすること。
(イ) その他の広告物	＜審査基準＞ a 本体に使用する材料は、木材や石材等の自然材料とし、やむを得ず鋼材その他の材料を使用する場合、本体の色彩は茶色系統とすること。 b 表示面の色彩は、上記(7) 営業用広告物の＜審査基準＞に準ずる。 c 公共性が高いもの又は一時的なイベントに用いる小規模なものであってその目的を達成するために必要な場合にあっては、a及びbを適用しない。 ＜指導方針＞ ・案内標識等の意匠は、「自然公園等施設技術指針 第3部第7章公共標識」を参照とすること。 ・その他上記(7) 営業用広告物の＜指導方針＞に準ずる。
オ 海面の埋立、海底の形状変更	＜審査基準＞ 海域の汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。 ＜指導方針＞ 海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。

カ 土地の形状 変更	＜指導方針＞ ・鳥取砂丘において、堆砂垣等に堆積した砂を移動させる行為については、砂の移動先及び運搬経路において、生息・生育する昆虫類や植生に影響を及ぼすことがないようにすること。 ・養浜や海水浴場の整地のために行われるものについては、近隣の海域において採取した土砂を用いること。 ・砂丘や砂浜等、利用者の多く訪れる場所において重機を用いて行われるものにあつては、作業の時期や時間帯を工夫する等、利用者の目に触れる機会を減らすこと。 ・農地造成のために行われるものについては、農地以外の用途に転用しないこと。 ・工事現場以外に作業ヤード等を設ける為に行われるものについては、切土・盛土を伴う造成は行わないこと。
キ 車馬の使用	＜指導方針＞ 海浜植生及び昆虫等の動物の保護のため、極力植生及び生息地を避けること。

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）」第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）」によるほか、第 5 章に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、(1) 特別地域及び海域公園地区を参考として風景の保護上適切な配慮をすること。特に海域公園地区から 1 k m の範囲で行われる普通地域（海域）内での行為については、周囲海域への影響が極力少なくなるよう、必要に応じて汚濁防止膜の設置などの措置命令を行う。

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（令和元年 9 月 30 日付け環自国発第 1909302 号自然環境局長通知）」によるほか、下記の取扱方針「施設の基準」に従うこと。また、国立公園事業のあり方や整備方針を定めた下記「基本方針」及び施設の維持管理や運営のあり方を定めた下記「管理方針」に留意すること。なお、鳥取砂丘集団施設地区内の事業については、各事業の取扱方針によるほか、別記「鳥取砂丘集団施設地区取扱方針」による。

事業の種類	取扱方針
(1) すべての事業	<基本方針> 本公園における事業の取扱方針については、1 許可、届出等取扱方針（1）特別地域及び海域公園地区（以下「1(1)」という。）ア全行為共通の取扱方針と同様とする。また、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。 下記に特に定めのない場合にあっては、施設の構造及び意匠等については、「自然公園等施設技術指針」及び 1 許可、届出等取扱方針の該当項目を参考にする。 <管理方針> ・公園事業を廃止するときは、新たに有効活用が図られる場合（ただし、許可基準及び審査基準に適合しない施設にあっては公園事業施設として活用される場合に限る。）を除き、施設は撤去し、跡地は原状回復及び修景緑化を行うこと。 ・景観、地形・地質、動植物等の本公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するための施設として整備すること。 ・自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、見識を深めることに寄与する事業とするように努めること。 ・施設の老朽化により公園内の風致景観を損ねることがないよう維持管理体制の構築を図ること。 ・付帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。 ・「国立公園における通景伐採の取扱いについて（平成 30 年 3 月自然環境局）」を参考に、展望施設等の適切な眺望確保に努めること。
(2) 道路 ア 車道	<基本方針> 車道の新築、改築又は増築にあたっては、自然地形に対する改変が必要最小限となるよう留意すること。また、日本海側特有の豪雪地帯

	であることを鑑み、交通の安全及び交通支障の回避・緩和のために必要な道路勾配の緩和、線形改良、除雪帯の確保等にも留意すること。 <施設の基準> ・擁壁、防護柵、橋梁その他付帯工作物の構造及び意匠等は、1 (1) イ 工作物 (イ) 道路に準ずる。 ・標識類を設置する場合は、1 (1) エ 広告物(イ)に準ずる。 <管理方針> ・利用の快適性向上を図るため、景観の優れた場所などに、必要に応じて小規模な駐車場、公衆便所及び解説板等を整備するとともに、眺望を確保するための伐採を適切に行うこと。 ・改良工事等により廃道となる部分については、工作物を撤去のうえ、在来植物のうち地域に自生する種により修景緑化すること。
イ 歩道	<基本方針> 魅力ある公園作りのため、公園内に点在する興味地点を有機的に結合すること。また、落石等の生じやすい場所にあつては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に留意すること。 <施設の基準> (ア) 周囲の景観と調和するように、階段、擁壁、防護柵等は自然石、木材、擬岩ブロック等を用いる。 (イ) 標識等については、構造及び意匠等は1 (1) エ 広告物(イ)に準ずる。 <管理方針> ・安全性を確保するために、適宜、耐潮性のある資材等を使用すること。 ・快適な利用ができるよう歩道入口には案内板、駐車場等、歩道沿いには道標、解説板、卓ベンチ等の整備を行うこと。 ・解説板や案内板については乱立により風致景観が損なわれることがないよう、設置目的に照らして必要と認められるものに限ることとし、必要に応じて統合を図ること。 ・歩道外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、立入禁止柵等を整備すること。
(3) 宿舎	<基本方針> 形態、色彩については周囲の自然や街並みに配慮すること。 <施設の基準> ア 建築物の構造及び意匠等は、1 (1) イ 工作物 (ア) 建築物に準ずる。

	イ 周囲の景観との調和を図るため、建築物の高さは地区ごとに以下に定めるとおりとし、定めのない地区では 13m 以下とすること。なお、現に基準の高さを超える宿舍の増築または建て替えにあたっては、既存の高さを超えないこと。 【大向宿舍】 最高部の高さは 15m 以下とする。 【日和山宿舍】 最高部の高さは 20m 以下とする。 【城崎温泉宿舍】 最高部の高さは 20m 以下とする。 【竹野宿舍】 建物の高さは 18m 以下とする。ただし、第 1 種特別地域の建物の高さは既存の高さを超えないこと。 【境宿舍】 建物は地上 3 階建て以下とする。 【今子浦宿舍】 建物は地上 3 階建て以下とする。 ウ 付帯施設 テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和 57 年 5 月 7 日環自保第 138 号保護管理課長通知）」による。ただし、今子浦宿舍の付帯テニスコートについては、本要領の第 2 の 2 及び 5 は要件としない。 エ 広告物については、構造及び意匠等は 1 (1) エ 広告物に準ずる。
(4) 園地	<基本方針> 展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、当該園地の持つ機能や性格を勘案して全体計画を策定し、計画的に整備を進める。また、地形・地質、植生、展望等の自然条件を活かした整備に努めること。 <施設の基準> ア 特別な用途（展望台等）の場合を除き、建築物の構造及び意匠等は、1 (1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、1 (1) エ 広告物に準ずる。 <管理方針> 展望施設については、立地条件を活かすことで必要最小限の規模にとどめ、木竹の繁茂により展望が妨げられている場合は、適切に木竹の通景伐採を行うこと。
(5) 休憩所	<基本方針>

	周辺の公園利用施設等との合理的な位置を考慮し、計画的な整備を図ること。 <施設の基準> ア 建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 イ 休憩所の高さは13m以下とする。なお、高さが現に13mを超える施設にあっては、既存の高さを超えないこと。 ウ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。
(6) 野営場	<基本方針> 地区の特性を生かしつつ、国立公園内の野営場として、快適な利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図ること。 <施設の基準> ア 宿泊棟（コテージ、ロッジ、バンガロー等）、付帯施設（管理棟、トイレ棟、炊事棟等）の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる <管理方針> ・野営場以外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、立入禁止柵等を整備すること。 ・場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うこと。
(7) 運動場	<基本方針> 必要最小限の規模とし、大規模な土地の改変を伴うことがなく、地形や植生等の自然条件を活かした施設の整備に努めること。 <施設の基準> ア 付帯施設の色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色系統、ベージュ系統、灰色系統とすること。 イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）」によること。 ウ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。
(8) 水泳場	<基本方針> 自然海岸においての海水浴利用の安全性及び快適性の維持、向上に努めること。 <施設の基準> ア 建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ず

	る。 イ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。 ＜管理方針＞ 利用水面をブイで表示するとともに、水上バイクと海水浴の利用場所を分ける等、利用者の安全確保、管理体制の強化に努めること。
(9) 舟遊場	＜基本方針＞ 地形の改変を極力抑えるよう留意するとともに、水質保全に留意すること。 ＜施設の基準＞ ア 建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。
(10) 駐車場	＜基本方針＞ 整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。施設については、利用者数に応じた適正な規模とすること。 ＜施設の基準＞ ア 付帯施設の色彩は、周囲の景観になじむように茶色系又は灰色系であること。 イ 標識類の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物（イ）に準ずる。
(11) 索道運送施設	＜基本方針＞ 整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。 ＜施設の基準＞ ア 索道敷の規模の拡大、又は最大輸送量の増加を伴う整備は、利用者数に応じた適正な輸送量を確保するために必要最小限のものと認められる場合に限る。 イ 建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 ウ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。
(12) 給水施設、排水施設	＜基本方針＞ 整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模とすること。 ＜施設の基準＞ 色彩は、周囲の景観になじむように茶色系又は灰色系であること。

(13) 水族館	<基本方針> 山陰海岸国立公園の特徴的な海洋生物に関する理解が進むよう、解説及び展示に努めること。 <施設の基準> ア 特別な用途（飼育施設等）の場合を除き、建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。
(14) 博物展示施設	<基本方針> 自然情報の提供機能を備えた、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備すること。 <施設の基準> ア 建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 イ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。 <管理方針> ・ 自然公園の適正な利用のために、最新の自然情報やアクティビティの情報を発信するとともに、地域の地形・地質、動植物、自然現象、歴史、人文等について利用者にわかりやすく解説する施設として機能するよう管理すること。 ・ 利用者が直接自然とのふれあい体験をするための支援や自然とふれあえる場に誘導する機能を備えるよう管理すること。
(15) ゴルフ場	<基本方針> 整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。 <施設の基準> ア ゴルフコースの規模の拡大は認めない。なお、コースの付替えについては、ゴルフ場内の既存コースの面積の増加を伴うものは認めない。 イ 建築物の構造及び意匠等は、１（１）イ 工作物（ア）建築物に準ずる。 ウ 広告物の構造及び意匠等は、１（１）エ 広告物に準ずる。

鳥取砂丘集団施設地区取扱方針

地区	取扱方針
第1整備計画区	<基本方針> 鳥取砂丘への出発拠点の利用環境を整えるため、駐車場、休憩所及び博物展示施設を主体とした整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。 施設は、極力、馬の背等海側の主要地点から見た際にクロマツ林の樹冠から著しく突出することのない高さとすること。
第2整備計画区	<基本方針> 利用者が多く訪れる計画区であり、利用者の利便性を高めるための休憩所や宿舎を中心とした整備を行うこと。当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。 【宿舎】 <施設の基準> 2 公園事業取扱方針 (3) 宿舎に示す基準に加え、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。 ア 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m以上離す。 イ 鳥取砂丘線道路（車道）に面する施設は、10m以上離す。 ウ ア及びイ以外の施設は、30m以上離す。
第3整備計画区	<基本方針> 丘陵山腹の良好なクロマツ内の散策のための歩道等の整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、歩道（付帯施設含む。）以外の整備は認めない。
第4整備計画区	<基本方針> 本集団施設地区の東西を連絡する車道及び歩道、並びに砂丘や多鯨ヶ池の眺望及び休憩のための施設を整備すること。 風致の維持に重点を置き、鳥取砂丘線道路（車道）の南は、歩道及び休憩施設（付帯施設含む。）以外は認めない。また、北側は歩道（付帯施設含む。）以外は認めない。 当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。 【休憩所】 <施設の基準> ア 建築物の構造及び意匠等は、1 (1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。

	イ 高さは10m以下とする。 ウ 隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔は、150m以上とる。 エ 建築物は鳥取砂丘線道路（車道）の路肩から可能な限り後退させる。
第5整備計画区	<基本方針> 多鯰ヶ池の利活用に資するための歩道及び舟遊場の整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、歩道、舟遊場以外の整備は認めない。 当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。 【舟遊場】 <管理方針> 動力を用いないものによる利用に限定した施設とする。
第6整備計画区	<基本方針> 鳥取砂丘の中央入り口として適切な駐車場及び付帯施設を主体とした整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。
第7整備計画区	<基本方針> 鳥取砂丘の西側の滞在型利用拠点として、周囲の景観に配慮しつつ、利用環境の質を向上させるための休憩所、宿舎、案内所、駐車場等を整備すること。 当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。 【宿舎】 <施設の基準> ア 2 公園事業取扱方針 (3) 宿舎に示す基準に加え、隣接する敷地の建築物との水平投影外周線の間隔は30m離す。 イ 高さ13m以下とする。なお、渡り廊下で連絡されている場合は別棟として取扱う。
第8整備計画区	<基本方針> 鳥取砂丘の西側入口として、また博物展示施設と一体的に利用されるフィールドとして、周囲の景観、特に砂丘からの眺望に配慮した休憩所、園地、歩道等を整備すること。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。
第9整備計画区	<基本方針> 自然に親しむ拠点として、クロマツ林を活かしたフリーテントサイ

	トを主体とした野営場等を整備すること。
--	---------------------

3 許認可事務に関する事項

- (1) 竹野自然保護官事務所、浦富自然保護官事務所及び許認可事務に係わる自治体職員等による研修会を設け、相互研鑽、情報交換を図る。
- (2) 許認可事務の適確性及び迅速性の向上を図るため、事務処理に係わる機関の連絡調整を密にする。
- (3) パトロールを適宜行い、適正な公園管理を図る。
- (4) 鳥取砂丘特別地域内における催事等の施行に関する事項

鳥取砂丘の第2種特別地域内において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催事を実施するために工作物の新築等を行おうとする者は、鳥取市に届け出ること。鳥取市は、催事の内容の適否について鳥取砂丘催事連絡会の審査を受け、審査結果を届出者に通知する。審査の結果適当と認められた場合は、鳥取市長は近畿地方環境事務所長あて、当該催事の開始の日の30日前までに計画を提出し、また工作物の新築等に着手する15日前までにその概要を通知する。

第7章 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

平成26年に管理運営計画の作成要領が改正され、地域関係者と共に国立公園の保護と利用の推進すべき方向性（本書では山陰海岸国立公園ビジョンとして整理した）を検討し、掲載することとなった。そのため、本書の改定にあたっては、山陰海岸国立公園の管理運営に関わる行政組織、団体等によって構成されている山陰海岸国立公園連絡協議会を総合型協議会として位置づけ、第1章から第5章までを山陰海岸国立公園連絡協議会にて協議、検討を行い、本書の改定に至った。

今後も山陰海岸国立公園連絡協議会を活用して関係者の連携を図るとともに、ビジョンの達成に向けた課題の抽出や必要な対策について行動計画を取りまとめ対応していく。

参考資料（案）

- 参考資料 1 山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱
- 参考資料 2 景観資源一覧
- 参考資料 3 特別地域内指定植物一覧
- 参考資料 4 海域公園地区内指定動植物一覧
- 参考資料 5 関係法令一覧
- 参考資料 6 申請書等の進達及び指令書等交付の手順
- 参考資料 7 行為の許可基準の特例
- 参考資料 8 集団施設地区計画図及び区域図
- 参考資料 9 日本一の砂丘を守り育てる条例

山陰海岸国立公園連絡協議会設置要綱

（目的）

第1条 山陰海岸国立公園連絡協議会（以下、「協議会」という。）は、山陰海岸国立公園における、公園計画や管理運営計画の検討、諸般の課題、その他公園管理業務についての連絡調整を図り、効果的な協働型管理運営の取組を進めることを目的とする。

（構成）

第2条 協議会は、山陰海岸国立公園の管理運営に携わる別表の機関により構成する。

（会長及び議長）

第3条 協議会の会長は、近畿地方環境事務所国立公園課長の職にある者をもって充てる。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 議長は、会務を総理する。

（協議事項）

第4条 協議会においては、次の事項について協議や連絡調整を行う。

1）山陰海岸国立公園の公園計画、管理運営計画の検討に関すること。

2）山陰海岸国立公園の行動計画に関すること。

3）山陰海岸国立公園における具体的な管理運営に関すること。

4）その他、協議会の目的達成に関すること。

（協議会の開催）

第5条 協議会は、会長が年1回招集し、開催する。なお、必要に応じて臨時に招集することができる。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の団体、専門家等に協議会への出席を求め、協議事項に関する意見を求めることができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所（浦富自然保護官事務所及び竹野自然保護官事務所）に置く。

（その他）

第7条 その他必要な事項については、協議会において定める。

付 則

この要綱は、平成2年 2月28日から適用する。

（最終改正 令和2年10月 5日）

行政機関	環境省	近畿地方環境事務所	国立公園課長（会長）
	京都府	環境部	自然環境保全課長
	京都府	丹後広域振興局	建設部 丹後土木事務所 企画調整室・施設保全室
		京丹後市	商工観光部 観光振興課長
	兵庫県	農政環境部	環境創造局 自然環境課長
	兵庫県	但馬県民局	地域政策室 環境課長
	豊岡市	環境経済部	大交流課長
	香美町		観光商工課長
	新温泉町		商工観光課長
	鳥取県	生活環境部	緑豊かな自然課長
	鳥取県	生活環境部	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館長
	鳥取市	経済観光部	観光・ジオパーク推進課長
	岩美町		商工観光課長
関係機関	山陰海岸ジオパーク推進協議会		国際課長
	一般社団法人	京都府北部地域連携都市圏振興社	京丹後地域本部長
	夕日が浦観光協会		会長
	小天橋観光協会		会長
	たけの観光協会		会長
	香住観光協会		会長
	浜坂観光協会		会長
	岩美町観光協会		会長
	鳥取市観光コンベンション協会		会長
	鳥取大砂丘観光協会		会長
事務局	環境省近畿地方環境事務所		
		竹野自然保護官事務所	
		浦富自然保護官事務所	